



発行 新潟県

第32号

令和8年4月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 347 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（地域政策課）
- 348 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 349 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 350 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 351 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 352 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 353 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 354 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 355 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 356 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 357 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 358 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 359 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 360 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（税務課）
- 361 農用地利用集積等促進計画の認可の一部取消（地域農政推進課）
- 362 農業振興地域整備基本方針の変更（地域農政推進課）
- 363 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 364 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 365 ふ化業者の登録（畜産課）
- 366 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 367 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 368 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 369 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 370 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

選挙管理委員会規程

6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 36 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 37 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 38 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 39 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 40 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 41 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麴町4-8-1 麴町クリスタルシティ東館12階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号
第四北越ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第349号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都品川区上大崎3丁目1番1号

株式会社トラストバンク

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
 - 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
-

◎新潟県告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。
令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
 - 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
 - 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
-

◎新潟県告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。
令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
 - 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
 - 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
-

◎新潟県告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。
令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
 - 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
 - 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
-

◎新潟県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。
令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷3丁目26番20号
株式会社アイモバイル
 - 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
-

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都千代田区紀尾井町1番3号

P a y P a y株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都中央区京橋2丁目2番1号

株式会社さとふる

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都港区港南1丁目2番70号

株式会社JALUX

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

イオンフィナンシャルサービス株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都目黒区下目黒1丁目8-1
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第360号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第105条第4項で準用する第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社ゆうちょ銀行	長野県長野市大字南県町1085-4

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第2条第9号に定める県税徴収金の収納事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第361号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により令和8年2月27日付けで認可した農用地利用集積等促進計画（令和8年2月27日新潟県告示第123号）のうち、阿賀野市に係る一部を取り消す。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

令和8年2月27日新潟県告示第123号で告示した計画の一部を次の表のように変更する。

(下線部分は変更部分)

変更後	変更前

<p>1 農用地利用集積等促進計画の概要</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>市町村</th> <th>所有権の移転を行う者</th> <th>所有権の移転を行う土地</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td style="text-align: center;">16者</td> <td>堀越堂ノ上455番1ほか 67筆 7.6ha</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">92者</td> <td>356筆 47.9ha</td> </tr> </table> <p>(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>市町村</th> <th>所有権の移転を受ける者</th> <th>所有権の移転を受ける土地</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td style="text-align: center;">12者</td> <td>飯山100番ほか 67筆 7.6ha</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">85者</td> <td>356筆 47.9ha</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地	(略)			阿賀野市	16者	堀越堂ノ上455番1ほか 67筆 7.6ha	合計	92者	356筆 47.9ha	市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地	(略)			阿賀野市	12者	飯山100番ほか 67筆 7.6ha	合計	85者	356筆 47.9ha	<p>1 農用地利用集積等促進計画の概要</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>市町村</th> <th>所有権の移転を行う者</th> <th>所有権の移転を行う土地</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td style="text-align: center;">17者</td> <td>堀越堂ノ上455番1ほか 68筆 7.8ha</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">93者</td> <td>357筆 48.0ha</td> </tr> </table> <p>(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>市町村</th> <th>所有権の移転を受ける者</th> <th>所有権の移転を受ける土地</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td style="text-align: center;">12者</td> <td>飯山100番ほか 68筆 7.8ha</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">85者</td> <td>357筆 48.0ha</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地	(略)			阿賀野市	17者	堀越堂ノ上455番1ほか 68筆 7.8ha	合計	93者	357筆 48.0ha	市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地	(略)			阿賀野市	12者	飯山100番ほか 68筆 7.8ha	合計	85者	357筆 48.0ha
市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地																																															
(略)																																																	
阿賀野市	16者	堀越堂ノ上455番1ほか 67筆 7.6ha																																															
合計	92者	356筆 47.9ha																																															
市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地																																															
(略)																																																	
阿賀野市	12者	飯山100番ほか 67筆 7.6ha																																															
合計	85者	356筆 47.9ha																																															
市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地																																															
(略)																																																	
阿賀野市	17者	堀越堂ノ上455番1ほか 68筆 7.8ha																																															
合計	93者	357筆 48.0ha																																															
市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地																																															
(略)																																																	
阿賀野市	12者	飯山100番ほか 68筆 7.8ha																																															
合計	85者	357筆 48.0ha																																															

◎新潟県告示第362号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、新潟県農業振興地域整備基本方針（昭和45年3月新潟県告示第376号）を令和8年3月26日に変更したので、同条第3項において準用する法第4条第7項の規定により概要を公表する。

なお、同基本方針は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び地域振興局において縦覧に供する。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県農業振興地域整備基本方針の概要

目次

- 第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方
 - 2 農用地等の確保のための施策の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 農業地帯別の整備構想
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向
 - 2 農業地帯別の構想
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業地帯別及び重点作物別の構想

- 2 広域整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向
 - 2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備
 - 3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動
- 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

◎新潟県告示第363号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	55者	岩船榎清水3265番ほか196筆 36.8ha
関川村	7者	上野新（仮地番）33番3-2ほか15筆 1.9ha
新発田市	67者	古寺セキ場563番ほか412筆 59.5ha
阿賀野市	293者	横山六反田456番1ほか1,607筆 174.9ha
胎内市	83者	蔵王岸出72番ほか444筆 77.1ha
聖籠町	36者	網代浜宮下1265番ほか69筆 9.6ha
新潟市	264者	北区高森新田浦谷内2821番ほか1,964筆 167.6ha
五泉市	77者	城下1丁目城下1053番ほか454筆 42.1ha
阿賀町	27者	日野川堂ノ前甲754番ほか59筆 6.1ha
三条市	84者	森町上平975番ほか410筆 53.1ha
燕市	42者	五千石大谷地921番ほか178筆 20.8ha
加茂市	12者	下条横江甲2326番2ほか38筆 7.3ha
田上町	10者	保明新田1930番ほか25筆 5.1ha
弥彦村	43者	弥彦長田1619番ほか151筆 14.9ha
長岡市	118者	深沢町上川原（土地改良）5022番ほか402筆 52.6ha
見附市	7者	椿澤町鴨ヶ池522番1ほか37筆 6.8ha
小千谷市	19者	菖生中原丙1410番2ほか93筆 5.9ha
出雲崎町	16者	船橋谷内山515番1ほか88筆 4.4ha
魚沼市	29者	大石大坪1971番ほか111筆 11.2ha
南魚沼市	4者	大月中田433番2ほか26筆 1.7ha
十日町市	16者	上野469番ほか46筆 6.3ha
津南町	18者	下船渡丁1468番1ほか105筆 20.1ha
柏崎市	49者	藤井内田501番1ほか116筆 13.5ha
上越市	314者	吉浦梨子平1851番ほか1,016筆 210.2ha
妙高市	30者	青田宮田86番1ほか64筆 10.6ha
糸魚川市	88者	東中5027番1ほか245筆 25.7ha
佐渡市	257者	中興西沖2066番ほか854筆 146.6ha
合計	2,065者	9,252筆 1,192.4ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	44者	本明前谷地201番4ほか76筆 5.8ha
聖籠町	4者	網代浜磯山1568番9ほか11筆 1.1ha
新潟市	20者	江南区二本木3丁目1053番2ほか53筆 3.2ha
五泉市	19者	横町2丁目2111番1ほか96筆 4.8ha
三条市	9者	名下ヲカ田2429番ほか39筆 1.8ha
田上町	2者	羽生田大原オツ37番ほか6筆 0.3ha
見附市	1者	椿澤町西村1796番1ほか2筆 0.1ha
小千谷市	19者	蕨生屋敷田甲2388番1ほか158筆 6.7ha
魚沼市	5者	吉水谷内2138番ほか4筆 0.3ha
上越市	26者	駒林2104番ほか51筆 3.1ha
合計	149者	506筆 27.4ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	33者	下相川屋敷添362番ほか196筆 36.8ha
関川村	4者	打上384番ほか15筆 1.9ha
新発田市	32者	古寺セキ場563番ほか412筆 59.5ha
阿賀野市	172者	横山六反田456番1ほか1,618筆 176.3ha
胎内市	27者	蔵王岸出72番ほか444筆 77.1ha
聖籠町	13者	網代浜宮下1265番ほか72筆 10.0ha
新潟市	161者	北区高森新田浦谷内2821番ほか1,965筆 167.6ha
五泉市	47者	城下1丁目城下1053番ほか454筆 42.1ha
阿賀町	3者	日野川堂ノ前甲754番ほか59筆 6.1ha
三条市	25者	森町上平975番ほか410筆 53.1ha
燕市	32者	五千石大谷地921番ほか178筆 20.8ha
加茂市	3者	下条横江甲2326番2ほか38筆 7.3ha
田上町	4者	保明新田1930番ほか25筆 5.1ha
弥彦村	19者	弥彦長田1619番ほか151筆 14.9ha
長岡市	51者	寺泊砦田いり山502番1ほか402筆 52.6ha
見附市	2者	椿澤町鴨ヶ池522番1ほか37筆 6.8ha
小千谷市	9者	蕨生中原丙1410番2ほか93筆 5.9ha
出雲崎町	4者	吉水大稲場828番ほか88筆 4.4ha
魚沼市	21者	大石大坪1971番ほか111筆 11.2ha
南魚沼市	1者	大月中田402番1ほか26筆 1.7ha
十日町市	5者	上野469番ほか46筆 6.3ha
津南町	7者	下船渡丁1468番1ほか105筆 20.1ha
柏崎市	14者	藤井内田501番1ほか116筆 13.5ha
上越市	77者	吉浦梨子平1851番ほか1,020筆 210.6ha
妙高市	13者	青田宮田86番1ほか64筆 10.6ha
糸魚川市	14者	東中5039番ほか245筆 25.7ha
佐渡市	128者	中興西沖2066番ほか863筆 148.1ha
合計	921者	9,280筆 1,196.2ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	35者	保田逆川4082番ほか77筆 5.9ha
聖籠町	3者	網代浜磯山1568番9ほか11筆 1.1ha

新潟市	17者	江南区二本木3丁目1053番2ほか53筆 3.2ha
五泉市	12者	今泉天王原352番7ほか96筆 4.8ha
三条市	6者	名下ヲカ田2429番ほか39筆 1.8ha
田上町	2者	羽生田大原オツ37番ほか6筆 0.3ha
見附市	1者	椿澤町西村1796番1ほか2筆 0.1ha
小千谷市	5者	蕨生屋敷田甲2388番1ほか158筆 6.7ha
魚沼市	5者	吉水谷内2138番ほか4筆 0.3ha
上越市	18者	駒林2104番ほか51筆 3.1ha
合計	104者	507筆 27.4ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域内)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	5者	大場沢十三塚1567番ほか16筆 3.4ha
新発田市	6者	五十公野関野1363番ほか42筆 2.4ha
阿賀野市	31者	福永屋敷添432番1ほか198筆 19.3ha
胎内市	4者	乙前野地2730番1ほか43筆 5.1ha
聖籠町	2者	桃山島ノ内184番ほか1筆 0.2ha
新潟市	25者	北区松潟1341番ほか347筆 31.0ha
三条市	3者	駒込東稲場1352番ほか8筆 1.5ha
燕市	1者	吉田西太田札木1639番ほか106筆 20.9ha
弥彦村	3者	平野徳左エ門田151番4ほか2筆 0.1ha
長岡市	11者	塩中前田84番1ほか113筆 13.8ha
見附市	2者	堀溝町西谷189番ほか8筆 1.4ha
出雲崎町	1者	神条松バサキ2171番 0.5ha
魚沼市	2者	吉水谷内2532番1ほか26筆 5.9ha
十日町市	1者	伊達甲94番39ほか89筆 13.6ha
柏崎市	7者	下大新田荒井257番ほか20筆 2.3ha
上越市	7者	中真砂1086番ほか295筆 33.6ha
糸魚川市	2者	大野寺山5781番ほか204筆 29.3ha
佐渡市	9者	新穂瓜生屋218番2ほか234筆 32.1ha
合計	122者	1,770筆 216.5ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域外)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	3者	七島中道682番ほか7筆 0.6ha
新潟市	2者	秋葉区北潟長沼274番1ほか4筆 0.2ha
三条市	1者	長沢坊所167番8ほか1筆 0.2ha
小千谷市	1者	蕨生中原丙1477番1ほか18筆 0.7ha
魚沼市	1者	吉水谷内2140番1ほか1筆 0.2ha
上越市	3者	門田新田下ノ輩26番1ほか22筆 1.3ha
合計	11者	59筆 3.0ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転(買入・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	6者	鳥穴秣場729番ほか45筆 7.6ha
胎内市	2者	東牧岩山503番1ほか2筆 0.9ha
新潟市	15者	秋葉区鎌倉蓮田719番2ほか107筆 10.7ha
五泉市	2者	大沢面広甲13番3ほか12筆 1.9ha
阿賀町	1者	広沢下新田196番ほか4筆 0.8ha

燕市	1者	笈ヶ島笈掛石466番 0.03ha
長岡市	9者	押切川原町36番ほか28筆 7.5ha
見附市	2者	田井町六十蒔503番ほか9筆 1.8ha
小千谷市	1者	真人町万年新田乙1008番 0.2ha
魚沼市	9者	下新田1095番2ほか40筆 2.8ha
南魚沼市	1者	一村尾3360番ほか2筆 0.3ha
津南町	3者	上郷子種新田3572番ほか10筆 1.4ha
柏崎市	2者	与三柳原3287番ほか12筆 2.1ha
上越市	11者	大潟区潟田田村1032番ほか28筆 11.4ha
佐渡市	9者	新徳北方578番1ほか24筆 4.0ha
合計	74者	338筆 53.5ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	6者	鳥穴秣場729番ほか45筆 7.6ha
胎内市	2者	東牧岩山503番1ほか2筆 0.9ha
新潟市	15者	秋葉区鎌倉蓮田719番2ほか107筆 10.7ha
五泉市	1者	大沢面広甲13番3ほか12筆 1.9ha
阿賀町	1者	広沢下新田196番ほか4筆 0.8ha
燕市	1者	笈ヶ島笈掛石466番 0.03ha
長岡市	9者	押切川原町36番ほか28筆 7.5ha
見附市	1者	田井町六十蒔503番ほか9筆 1.8ha
小千谷市	1者	真人町万年新田乙1008番 0.2ha
魚沼市	3者	下新田1095番2ほか40筆 2.8ha
南魚沼市	1者	一村尾3360番ほか2筆 0.3ha
津南町	4者	上郷子種新田3572番ほか10筆 1.4ha
柏崎市	2者	与三柳原3287番ほか12筆 2.1ha
上越市	9者	大潟区潟田田村1032番ほか28筆 11.4ha
佐渡市	6者	新徳北方578番1ほか24筆 4.0ha
合計	62者	338筆 53.5ha

2 認可年月日

令和8年4月28日

◎新潟県告示第364号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市下条字中道1725番1	田	435
阿賀野市山口字中道2424番2	田	443
阿賀野市山口字中道2453番1	田	1,015
阿賀野市山口字中道2454番1	田	1,016
阿賀野市山口字中道2455番2	田	410
阿賀野市山口字上野地232番	田	1,917

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡し、配偶者及び子はいない。

所有者死亡後、近隣農家が当該農地を保全管理していたが、借受希望者が稲の栽培を行う計画であるため県

の裁定を希望している。

相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月	5年	132,785円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年5月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第365号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟8第2号	令和8年4月25日	令和11年4月24日	新発田市二ツ山804番地 有限会社 紫雲孵化場 代表取締役 岩村 忠輔	新発田市二ツ山字香郷沢804番地 有限会社 紫雲孵化場

◎新潟県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を令和8年4月17日認可した。

令和8年4月28日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営三方地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年4月30日から令和8年6月1日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第368号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区の定款の変更を令和8年4月17日認可した。

令和8年4月28日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第369号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市百束町1449番地 諸橋 一昭

就任年月日 令和8年4月1日

◎新潟県告示第370号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和8年4月20日認可した。

令和8年4月28日

新潟県魚沼地域振興局長

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年

政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.2m級、後輪ダブルタイヤ、稼働記録計付)	1台
イ ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ、稼働記録計付)	1台
ウ 除雪ドーザ (14t級、マルチプラウ、反転エッジ、稼働記録計付)	1台
エ 除雪ドーザ (18t級、マルチプラウ、反転エッジ、稼働記録計付)	1台
オ 小形除雪車 (1.3m級、稼働記録計付)	2台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月17日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア～オについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和8年6月8日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和8年6月9日(火) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年5月12日（火）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年5月26日（火）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (10) 苦情申立て
本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。
なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (11) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 1. Rotary snowplow with digital tachograph (2.2-meter class, dual rear wheels) [1] unit
 2. Rotary snowplow with swing auger and digital tachograph (2.6-meter, 220-kilowatt class, dual rear wheels) [1] unit
 3. Bulldozer snowplow with multi-purpose plow, reversible edge and digital tachograph (14-ton class) [1] unit
 4. Bulldozer snowplow with multi-purpose plow, reversible edge and digital tachograph (18-ton class) [1] unit
 5. Small snowplow with digital tachograph (1.3-meter class) [2] units
- (2) Deadline for bid participant applications:
5:00 P.M. (Tue.) May 26, 2026
- (3) Date of bid opening:
10:00 A.M. (Tue.) Jun 9, 2026
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略)	(略)	上越市	(略) 新潟労災病院	(略) 上越市東雲町1丁目7-12
				(略)	(略)
(略)			(略)		
十日町市	(略)	(略)	十日町市	(略) 県立松代病院	(略) 十日町市松代3592-2
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略)	(略)	新潟市西区	(略) 老人短期入所施設 はまゆう	(略) 新潟市西区上新栄町1丁目2-12
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
魚沼市	(略) 魚沼市特別養護老人ホーム 鮎の里	(略) 魚沼市堀之内4327-1	魚沼市	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
臨空船江会館	新潟市東区船江町2丁目11番3号	集会室1 集会室2 集会室3 和室 (旧集会室 旧学習室)	134.90 62.80 53.30 45.30 (旧112.50 旧62.82)	令和8年4月6日
木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	集会室 洋室(2室) 和室(2室) 大広間 (旧集会室 旧洋室1及び2 旧和室1及び2)	107.00 各50.80 各45.30 73.90 (旧103.90 旧101.60 旧92.60)	令和8年4月6日
シルバーピア石山	新潟市東区石山団地10番13号	和室 第1会議室 第2会議室 第3会議室 多目的ホール1及び2 (旧第一和室 旧第二和室 旧第一及び第二会議室 旧多目的ホール1及び2)	24.30 99.00 57.00 35.00 198.00 (旧41.49 旧26.10 旧155.70 旧198.00)	令和8年4月6日
中地区コミュニティセンター	新潟市東区松和町15番8号	和室(2室) 小ホール(2室) 大ホール 会議室 講座室 (旧和室(2室) 旧小ホール(2室) 旧大ホール)	各40.50 各70.80 276.50 56.90 55.70 (旧各53.20 旧各70.80 旧276.50)	令和8年4月6日
大形まちづくりセンター	新潟市東区海老ヶ瀬615-1	会議室1 ホール 集会室 和室 会議室2 (旧会議室 旧ホール 旧集合室 旧和室)	54.00 162.00 58.00 41.00 30.00 (旧54.00 旧162.00 旧58.00 旧41.00)	令和8年4月6日
小須戸まちづくりセンター	新潟市秋葉区小須戸120番地1	研修室1及び2 多目的ホール1及び2 会議室1及び2 (旧研修室1及び2 旧和室1及び2 旧多目的ホール1及び2)	128.40 242.60 118.00 (旧128.40 旧59.40 旧242.60)	令和8年4月6日

		旧会議室1及び2)	旧118.00)	
内野まちづくりセンター	新潟市西区内野町413番地	和室1及び2 (旧和室1及び2 旧研修室1 旧研修室2及び3 旧研修室4 旧研修室5 旧ホール)	47.25 (旧47.25 旧54.30 旧99.52 旧29.98 旧27.74 旧242.27)	令和8年4月6日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
三ツ森保育園	新潟市北区森下1409番地	遊戯室	112.82	令和8年4月6日
白山保育園	新潟市中央区白山浦2丁目180番地7	遊戯室	79.32	令和8年4月6日
新潟市体育館	新潟市中央区一番堀通町3番地1	フロア	1488.00	令和8年4月6日
大江山保育園	新潟市江南区北山868番地	遊戯場	92.40	令和8年4月6日
山田保育園	新潟市西区山田2622番地	遊戯室	144.00	令和8年4月6日

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 指定内容に異動があつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市与板地域交流拠点施設 (旧長岡市よいたコミュニティセンター)	長岡市与板町与板甲134番地 (旧長岡市与板町与板乙2469番地1)	多目的ホール1 多目的ホール2 ミーティングルーム 音楽・活動ルーム (旧多目的ホール(ステージ含む))	172.00 77.00 62.00 57.00 (旧200.00)	令和8年4月10日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市上川西コミュニティセンター分室	長岡市下柳2丁目5番29号	講堂 和室1及び和室2	203.50 55.08	令和8年4月10日

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる

施設について、加茂市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
西加茂保育園	加茂市栄町8番25号	遊戯室	150.40	令和8年3月31日

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、村上市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
村上市民ふれあいセンター	村上市岩船3270番地	大ホール	493.80	令和8年4月1日
		和室・会議室（一）	58.70	
		和室・会議室（二）	58.80	
		研修・会議室（一）	153.40	
		研修・会議室（二）	118.80	

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
板倉農業者トレーニングセンター	上越市板倉区針986番地	アリーナ	965.60	令和8年4月1日
板倉北部スポーツセンター	上越市板倉区稲増434番地1	アリーナ	680.00	令和8年4月1日
柿崎コミュニティプラザ	上越市柿崎区柿崎6405番地	ホール	214.00	令和8年4月1日
		多目的ルーム	71.00	
ゑしんの里記念館	上越市板倉区米増27番地4	多目的ホール	170.00	令和8年4月1日
南三世代交流プラザ	上越市南本町三丁目2番26号	ふれあい広場	77.80	令和8年4月1日
		自由広場	103.90	
上越市五智歴史の里会館	上越市国府一丁目18番28号	休憩室兼多目的室	102.50	令和8年4月1日
上越市八千浦交流館はまぐみ	上越市大字下荒浜982番地41	多目的室	85.30	令和8年4月1日

2 指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
上越市三和スポーツセンター	上越市三和区島倉 2382番地3	体育室	578.00 (旧405.89)	令和8年4月1日
上越市三和体育館	上越市三和区島倉 2382番地3	体育室	1220.00 (旧1185.04)	令和8年4月1日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
上越市柿崎体育館	上越市直海浜1155番地	体育室 会議室 トレーニングルーム	498.00 25.92 110.00	令和8年4月1日
須川地域生涯学習センター	上越市安塚区須川 9005番地	体育館	454.40	令和8年4月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
ふれあい交流センターユピオ	魚沼市大湯温泉182番地1	アリーナ	893.00	令和8年4月17日

監査委員公表

監査結果報告公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年4月28日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 齋 京 四 郎

新潟県監査委員 樋 口 秀 敏

新潟県監査委員 権 澤 尚

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確

認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(総務部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	令和8年2月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上

(環境局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	令和7年12月16日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	令和8年2月12日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
放射線監視センター	令和7年12月22日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	令和8年1月19日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 給湯用ボイラー更新工事について、緊急性がないにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約し、契約締結時に支出負担行為の決定を行わず、契約書を作成していなかった。 地方自治法施行令及び財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
新発田食肉衛生検査センター	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

長岡食肉衛生検査センター	令和8年1月16日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
精神保健福祉センター	令和8年2月20日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	令和7年12月25日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
大阪事務所	令和8年2月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
醸造試験場	令和8年1月8日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所	令和8年2月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所下越 技術支援センター	令和8年2月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所県央 技術支援センター	令和8年1月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所中越 技術支援センター	令和8年2月27日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所上越 技術支援センター	令和7年12月25日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	同 上
工業技術総合研究所素材 応用技術支援センター	令和7年12月25日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上

新潟テクノスクール	令和8年2月18日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
上越テクノスクール	令和7年12月22日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 過誤払いに関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
三条テクノスクール	令和8年3月6日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同上
魚沼テクノスクール	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同上

(観光文化スポーツ部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	令和8年1月7日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
近代美術館	令和8年1月21日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 公金事務に関する事項 業務管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
近代美術館万代島美術館	令和8年3月5日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同上
農業総合研究所作物研究センター	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

農業総合研究所園芸研究センター	令和8年1月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
農業総合研究所畜産研究センター	令和8年1月22日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
農業総合研究所食品研究センター	令和8年1月27日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(指摘事項) インキュベーターの廃棄について、産業廃棄物に該当する物品であるにもかかわらず、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託していなかった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務処理を行われたい。
農業総合研究所佐渡農業技術センター	令和7年12月16日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	適正と認めた。
病害虫防除所	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
農業大学校	令和8年1月28日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中央家畜保健衛生所	令和8年1月7日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
中央家畜保健衛生所佐渡支所	令和7年12月15日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	同 上
上越家畜保健衛生所	令和8年1月20日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	同 上
水産海洋研究所	令和8年1月16日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
内水面水産試験場	令和8年1月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上

森林研究所	令和8年1月13日	令和6年度 令和7年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで 令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同上 (指摘事項) 構内駐車場舗装工事について、一般競争入札であったにもかかわらず、支出負担行為決議書の支出負担行為額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状況となっていた。 予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。
-------	-----------	----------------	--	--

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
県税部	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同上

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和8年3月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	適正と認めた。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年1月19日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 1 児童扶養手当について、公的年金(障害厚生年金)との併給調整を行わなかったことから、令和6年1月から令和6年10月までの手当額500,670円を過大に支給していた。 手当の支給に当たっては、支給額に誤りのないよう関係法令の確認等を徹底されたい。 2 個人情報に記載された書類を不適切な処理で処分したことにより、個人情報を漏えいした事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和8年1月15日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和8年2月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
県税部	令和8年2月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同上

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和8年1月15日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和8年2月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和7年12月18日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年1月6日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 過誤払いに関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	
教育センター	令和8年3月13日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	
新潟高等学校	令和8年3月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項 適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	
新潟中央高等学校	令和8年2月4日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	
新潟東高等学校	令和8年2月25日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	

新潟北高等学校	令和8年2月16日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
新潟工業高等学校	令和8年1月22日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
新潟商業高等学校	令和8年2月4日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
新潟翠江高等学校	令和8年2月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
巻総合高等学校	令和8年2月4日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
豊栄高等学校	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
新津高等学校	令和8年1月27日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
白根高等学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
五泉高等学校	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
村松高等学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
阿賀黎明高等学校	令和8年1月13日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	適正と認めた。
新発田高等学校	令和8年3月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項 支出事務手続に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。

新発田農業高等学校	令和8年3月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新発田商業高等学校	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
村上高等学校	令和8年1月20日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
村上桜ヶ丘高等学校	令和8年1月15日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
荒川高等学校	令和8年1月15日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
中条高等学校	令和8年1月8日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	令和8年1月22日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
長岡高等学校	令和8年3月2日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
長岡大手高等学校	令和8年1月13日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
長岡農業高等学校	令和8年1月22日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(指摘事項) 公用車において、自動車検査証の有効期間 及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満 了した後に運行していたものがあった。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の 徹底に努められたい。
長岡工業高等学校	令和8年1月28日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
栃尾高等学校	令和8年2月4日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上

見附高等学校	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
三条高等学校	令和8年3月13日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
三条東高等学校	令和8年2月10日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
新潟県中央工業高等学校	令和8年1月26日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
吉田高等学校	令和8年1月29日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
加茂高等学校	令和8年2月10日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
加茂農林高等学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
小千谷高等学校	令和8年1月23日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
小千谷西高等学校	令和8年1月28日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
堀之内高等学校	令和8年1月20日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
小出高等学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	適正と認めた。
国際情報高等学校	令和8年2月25日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

六日町高等学校	令和8年3月3日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
八海高等学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
塩沢商工高等学校	令和8年1月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
十日町総合高等学校	令和8年1月8日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
松代高等学校	令和8年1月13日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
柏崎高等学校	令和8年1月21日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
柏崎総合高等学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 教務室エアコン更新工事について、指名競争入札であったにもかかわらず、支出負担行為決議書の支出負担行為額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状態となっていた。 予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
柏崎工業高等学校	令和8年2月25日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(指摘事項) 廃油処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託を行っていなかった。 法律に基づいた事務処理を行われたい。
出雲崎高等学校	令和8年2月4日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
高田北城高等学校	令和7年12月23日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上

高田農業高等学校	令和8年1月14日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
上越総合技術高等学校	令和8年2月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
高田商業高等学校	令和8年2月27日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
久比岐高等学校	令和7年12月24日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
有恒高等学校	令和7年12月23日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
新井高等学校	令和8年1月27日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
糸魚川高等学校	令和7年12月23日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
糸魚川白嶺高等学校	令和7年12月12日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
佐渡高等学校	令和8年3月3日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 生徒の志望校等が含まれるデータをクラウド上に誤ってアップロードしたことにより、 個人情報が漏えいした事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
羽茂高等学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
柏崎翔洋中等教育学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

燕中等教育学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
津南中等教育学校	令和7年12月23日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(指摘事項) 入学者選抜資料が保存されたUSBメモリ について、誤って紛失したものがあつた。 新潟県情報セキュリティポリシーを遵守す るとともに、個人情報等の取扱いに留意し、 再発防止の徹底に努められたい。
佐渡中等教育学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 団体徴収金(PTA会計)について、会計 年度終了前に事業が完了したものと整理し決 算書を作成したが、その後収入が発生したた め、決算書と会計年度終了時点における通帳 残高が不一致となつていた。 前年度、同様の不備があつたことを認識し ていたにもかかわらず、今回も改善されてい なかつた。 県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた事 務処理を行われたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	適正と認めた。
長岡豊学校	令和8年2月6日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
江南高等特別支援学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
西蒲高等特別支援学校	令和8年2月19日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
川西高等特別支援学校	令和8年3月6日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	同 上
村上特別支援学校	令和8年2月16日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新発田竹俣特別支援学校	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
五泉特別支援学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上

小出特別支援学校	令和8年1月20日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
はまなす特別支援学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
高田特別支援学校	令和8年1月20日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
佐渡特別支援学校	令和8年3月6日	令和6年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
東新潟特別支援学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
はまぐみ特別支援学校	令和8年2月17日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
吉田特別支援学校	令和8年2月17日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
新潟県立幼稚園	令和8年2月16日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟警察署	令和8年2月27日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 個人情報記録された物品を一時的に紛失した事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(指摘事項) 個人情報が記載された書類について、誤って本人以外の者に交付した事案が2件あった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

新潟中央警察署	令和8年3月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟東警察署	令和8年2月16日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が5件あり、相手方に1,120,735円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として617,366円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
新潟西警察署	令和8年2月13日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された書類を不注意により一時的に紛失したものが2件あつた。 適切な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。
江南警察署	令和8年2月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
新潟北警察署	令和8年2月2日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
秋葉警察署	令和8年2月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された書類について、誤って本人以外の者に渡した事案があつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 適正と認めた。
新潟南警察署	令和8年2月3日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
西蒲警察署	令和8年3月2日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された書類について、誤って本人以外の者に渡した事案があつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。

村上警察署	令和8年3月5日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新発田警察署	令和8年3月6日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
阿賀野警察署	令和8年3月6日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
津川警察署	令和8年3月4日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
五泉警察署	令和8年1月22日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	適正と認めた。
燕警察署	令和8年1月29日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
三条警察署	令和8年1月26日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された書類について、相手先の確認が不十分であったため、ファックスを誤送信した事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
加茂警察署	令和8年1月27日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
長岡警察署	令和8年1月23日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
見附警察署	令和8年3月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 公用車燃料の単価契約について、指名競争入札であったにもかかわらず、契約執行決議書の執行予定額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状態となっていた。 予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。
				(注意事項) 物品の管理に関する事項

与板警察署	令和8年2月20日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同上
小千谷警察署	令和8年1月8日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
小出警察署	令和8年1月14日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
十日町警察署	令和8年1月8日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
南魚沼警察署	令和8年1月13日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
柏崎警察署	令和8年2月6日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(指摘事項) 1 拾得物件の返還時に、誤って他人の物品 を混在させたものがあった。 拾得物件の適切な管理を徹底するととも に、個人情報の取扱いに留意し、再発防止 に努められたい。 2 個人情報に記載された書類を不注意によ り一時的に紛失したものがあった。 適切な文書管理を徹底するとともに、個 人情報の取扱いに留意し、再発防止に努め られたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
上越警察署	令和7年12月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
妙高警察署	令和8年2月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
糸魚川警察署	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 個人情報等の取扱いに関する事項

佐渡警察署	令和8年3月4日	令和6年度 令和7年度	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで 令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	<p>(注意事項) 交通事故に関する事項</p> <p>(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、公用車1台を廃車し、相手方に625,079円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,901円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p>
-------	----------	----------------	--	--